

施策評価調書〔途中評価(平成30年度実施)〕

長崎県総合計画における位置付け

作成年月日		平成30年10月26日	長崎県総合計画記載ページ	45	P
将来像	地域のみんが支えあう長崎県		施策主管所属	こども政策局こども家庭課	
基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる		課(室)長名	課長 今富 洋祐	
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援		施策関係所属(部局名課名)	こども政策局こども未来課、 教育庁特別支援教育課 高校教育課	

1 施策の内容

<p>【取組の概要】</p> <p>社会的な問題となっている児童虐待やいじめ等を早期に解決するとともに、不登校、子どもの貧困や障害のある子ども、ひとり親家庭などに対するきめ細かな支援を行います。</p>	<p>【めざす姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の抱える課題に応じた支援が行われ、自立した生活ができています。 ・一人ひとりの子どもに応じた支援が行われ、子どもの生きる力が育まれている。 ・児童生徒が抱える問題の未然防止や早期発見・早期解消が図られ、いじめや不登校等が減少している。
---	--

2 施策の進捗状況と評価

施策の進捗状況の評価																						
<input type="checkbox"/> A：順調 <input checked="" type="checkbox"/> B：やや遅れている <input type="checkbox"/> C：遅れている																						
<p><<これまでの成果>></p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎県家庭の養護推進計画に基づき、里親等委託率を引き上げるなど家庭的な環境養育の推進を図った。 ●発達障害者支援センターにより、関係機関職員の資質向上を目的とした研修や関係機関への支援を行っており、関係機関の支援機能の向上が図られつつある。 ●「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校の適正配置に取り組み、高等部や高等部分教室を設置したことにより、身近な地域で専門的な教育が受けられるようになり、障害のある生徒の卒業後の自立や社会参加につながる教育環境が整備された。 ●子ども・若者総合相談センターについては、毎年新規の相談者が200人を超えるなど事業の浸透が図られるとともに、相談内容に応じて適切な支援機関等への紹介を行っている。 <p><<進捗状況に課題がみられる分野>></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ひとり親家庭等自立促進センター事業」等県事業によるひとり親家庭の就職者数が目標に達していない。 ●今後とも、不登校児童生徒数の減少に向けた取組みを進めていく必要がある。 ●「個別的教育支援計画」の作成率は年々上昇しているが、目標達成には至っていない。 	<p>県事業によるひとり親家庭の就職者数 (母子・父子家庭)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>H26 (基準年)</td><td>71</td><td>-</td></tr> <tr><td>H28</td><td>71</td><td>-</td></tr> <tr><td>H29</td><td>86</td><td>-</td></tr> <tr><td>H30</td><td>-</td><td>100</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>100</td></tr> <tr><td>H32</td><td>-</td><td>100</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	H26 (基準年)	71	-	H28	71	-	H29	86	-	H30	-	100	H31	-	100	H32	-	100
年度	実績値	目標値																				
H26 (基準年)	71	-																				
H28	71	-																				
H29	86	-																				
H30	-	100																				
H31	-	100																				
H32	-	100																				

3 施策の成果指標の進捗状況

指標	基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	進捗状況の分析
県事業によるひとり親家庭の就職者数 (母子・父子家庭)	目標値①	100人	100人	100人	100人	100人	100人 (H32年度)	県事業によるひとり親家庭の就職者数が、71人から86人と前年度から増加したものの目標を下回った。但し、母子家庭の就労者数は、平成26年度558名、H27年度649名、H28年度667名、平成29年度648名と堅調に推移している。有効求人倍率も1を超えている状況にあることから、直接ハローワーク等を通じて就労している事例が多いことが原因と考えられる。
	実績値②	71人 (H26年度)	71人	86人			進捗状況	
	②/①		71%	86%			やや遅れ	

指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	進捗状況の分析
いじめの解消率	目標値①		100%	100%	100%	100%	100%	100% (H32年度)	平成28年度から、国のいじめ解消率に係る算出基準が厳格化されたことや、学校側がいじめの再発防止の観点から、解消について慎重な判断を行った結果、目標を達成できなかった。
	実績値②	97.6% (H26年度)	94.7%	89.3%				進捗状況	
	②/①		94%	89%				遅れ	

4 新たな課題や社会情勢の変化等

●社会的養護の拡充については、これまで、平成27年度に作成した「長崎県家庭的養護推進計画」に基づき取り組んできたところであるが、平成28年の児童福祉法等の改正を踏まえ、国が設置する検討会により新しい社会的養育ビジョンが平成29年8月に示されたことにより、既存の「長崎県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画の策定が必要となった。

●子どもの貧困対策については、県内の現状を把握する必要がある。

●いじめなどの問題行動や、児童生徒が抱える悩みや不登校などの諸課題は、年々深刻化、長期化している傾向にあり、平成29年3月に、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行い、これを受け県においても、平成29年3月に「長崎県いじめ防止基本方針」の改定を行った。その中で、「いじめ解消」の定義として、「いじめに係る行為の解消が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とし、いじめ解消の判断をより慎重に行うこととなった。

●平成29年及び平成30年に公布された小・中・高等学校の新学習指導要領では、特別支援学級・通級指導教室の児童生徒については、個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成が義務付けられ、確実な引継ぎによる継続した指導を行う体制づくりが求められている。また、平成30年度から、高等学校においても「通級による指導」が始まったため、教職員の意識向上や指導改善に取り組む必要がある。

●子ども・若者総合相談センターにおける相談内容の中には、本人だけでなく家族問題や経済的事由など深刻かつ複雑なものもあり、より適切な相談業務を実施するためには、更なる相談スキル等の資質向上が求められる。



5 課題を踏まえた今後の対応方針

●ひとり親家庭の就職者数の増加のため、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業の活用や、ひとり親が抱える家庭問題の解消や自立に向けた支援を総合的に行う機関である、ひとり親家庭等自立促進センターについて、利用促進のため、情報発信の強化や母子・父子自立支援員と連携した周知を実施していく。

●平成30年7月6日に厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されたところであり、本県においても検討委員会を設置し、この要領を踏まえ平成31年度末までに新たな計画を作成する。

●県内の子どもの生活状況等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、全県的な子どもの生活に関する実態調査を実施する。

●いじめの解消の定義が変更されたことにより、年度内の解消率が100%となることは困難であるが、認知したいじめについては、スクールカウンセラー等の配置拡充等など教育相談体制の質の向上を図りながら、100%解消することを目標として取り組んでいく。

●発達障害等特別な配慮が必要な子どもの早期発見、継続的な支援のためにも、特別支援学級・通級指導教室に在籍する児童生徒のみならず、通常の学級に在籍する児童生徒も含め、必要のある児童生徒には全て個別的教育支援計画を作成し、確実な引継ぎと一貫した支援を行うよう指導を行っていく。また、高等学校における特別支援教育の充実のため、引き続き研修会を実施し、教職員の意識向上や指導改善に取り組んでいく。

●子ども・若者総合相談センターにおいて、相談者に対しより適切な対応ができるよう、各種研修会の受講などにより、相談従事者の資質向上を図るとともに、関係機関・団体等との連携強化を図っていく。

6 施策を推進する事業群の状況

事業群①「貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援」	事業群評価調書3-(3)-①② 参照
事業群②「ひとり親家庭等の自立支援の推進」	事業群評価調書3-(3)-①② 参照
事業群③「総合的な児童虐待防止対策の推進」	事業群評価調書3-(3)-③ 参照
事業群④「社会的養護体制の充実」	事業群評価調書3-(3)-④ 参照
事業群⑤「DV被害者への支援及びDV予防について」	事業群評価調書3-(3)-⑤ 参照
事業群⑥「障害のある子ども等への支援」	事業群評価調書3-(3)-⑥ 参照
事業群⑦「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」	事業群評価調書3-(3)-⑦ 参照
事業群⑧「いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への総合的な対策の推進」	事業群評価調書3-(3)-⑧ 参照
事業群⑨「ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援」	事業群評価調書3-(3)-⑨ 参照